

第4回教育委員会会議

1 日時 令和8年3月23日（月） 午後3時30分～午後5時10分

2 場所 大阪市役所本庁舎地下1階 第11共通会議室

3 出席者

多田 勝哉	教育長
大竹 伸一	教育長職務代理者
赤木 登代	委員
長谷川 葵	委員
森 久佳	委員
古川 知子	委員
高井 俊一	教育次長
工藤 誠	福島区担当教育次長
松田 彰久	中央区担当教育次長
末村 祐子	天王寺区担当教育次長
福山 英利	教育監
松田 淳至	総務部長
松浦 令	政策推進担当部長
上原 進	教務部長
中道 篤史	指導部長
村川 智和	学校運営支援センター所長
石田 智子	市立中央図書館長
橋本 洋祐	総務課長
有上 裕美	連絡調整担当課長
山崎 行宏	学事課長
上田 慎一	教職員人事担当課長
中川 達雄	教職員サービス・監察担当課長

大竹野謙一　　首席指導主事
松田　　大　　事務管理担当課長
戸倉　信昭　　市立中央図書館利用サービス担当課長
覺野　浩規　　中央区役所市民活動支援・教育担当課長
原田　公寿　　天王寺区役所教育文化担当課長
中野　泰志　　教育政策課長
中谷さおり　　教育政策課長代理
ほか指導主事、担当係長、担当係員

4　次第

- (１) 教育長より開会を宣告
- (２) 教育長より会議録署名者に赤木委員を指名
- (３) 案件

議案第24号	大阪市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則案
議案第25号	中央区における指定校変更及び区域外就学の一部制限について
議案第26号	天王寺区における指定校変更及び区域外就学の一部制限について
議案第27号	「第5次大阪市子ども読書活動推進計画」について
議案第28号	児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第 三者委員会委員の委嘱について
議案第29号	学校園における課題解決への支援について
議案第30号	職員の部活動顧問への復帰について
議案第31号	令和8年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用者の決定について
議案第32号	職員の人事について
議案第33号	職員の人事について
議案第34号	令和7年度教育功労者表彰について
議案第35号	大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則案
議案第36号	学校以外の教育機関に関する規則の一部を改正する規則案
議案第37号	職員の人事について
議案第38号	職員の人事について

なお、議案第30号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、議案第29号及び第31号から第38号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

（４）議事要旨

議案第24号「大阪市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則案」を上程。

村川学校運営支援センター所長からの説明要旨は次のとおりである。

本市の就学援助制度については、経済的な理由で小・中学校、義務教育学校での学用品費や修学旅行費などの費用負担が難しい保護者に対し、これらの費用相当分や入学準備金を支給する制度であり、今回この規則の一部を改正する議案である。

議案書2ページを参照いただきたい。今回改正に至った理由について、就学援助の申請において、従前より審査を行う際には、申請者が居住する住宅の形態、すなわち借家等か持家に応じ、それぞれに所得基準を設けていた。この度、昨今の物価高による社会情勢の変化や、それに起因する市民生活への影響を考慮し、新たな審査基準として、住宅の形態にかかわらず、所得基準の高い方へ一元化することとする。

続いて、3ページを参照いただきたい。改正内容については、大阪市児童生徒就学援助規則第4条第2項のウの後段部分である。改正前は、「前年の所得の合計額が、教育委員会が世帯の人数及び住宅の所有状況に応じ別に定める額以下である者」としているところを、改正後は、「住宅の所有状況」を削除し、「教育委員会が世帯の人数に応じ別に定める額以下である者」とする。

本規則については、本日の教育委員会会議にて承認いただいたら、令和8年4月1日の施行に向けて手続きを進め、令和8年度申請分から適用してまいりたいと考えている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第25号「中央区における指定校変更及び区域外就学の一部制限について」を上程。

松田中央区教育担当次長からの説明要旨は次のとおりである。

近年の人口の都心回帰による児童急増に対し、施設面での収容対策が追いつかない学校があり、在校生の教育環境を確保する目的で、区内小学校1校において既に実施している学校選択制による受入制限に加えて、「指定校変更及び区域外就学の一部制限を行うもの」

で、こちらは、令和7年12月23日開催の第18回教育委員会会議議案第85号において議決された、「大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則」第13条第2項、第4項及び第17条第2項、第4項に基づいて、学校運営に支障が生じる等の事情があることから指定校変更及び区域外就学の一部の項目を制限するものであり、本会議において審議するものである。

議案書の2ページをご覧ください。対象となる学校は、開平小学校である。

3、適用時期については、令和9年4月入学者からとする。なお、一部制限開始前に在籍する児童については、従前どおりの取扱いとするため制限の対象としないものとする。

4、実施内容としては、昨年3月21日に開催された第4回教育委員会会議議案第21号で承認された内容に基づき、開平小学校は、令和8年4月入学者より5年間、学校選択制の受入れを制限とする。これに加え、本件において「市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則」の第13条第2項及び第17条第2項に基づき、同規則第13条第1項第3号（転居時の取扱い）・第4号（留守家庭の取扱い）、第17条第1項第3号・第4号に係る指定校変更及び区域外就学を制限することにする。（2）の制限内容の表にあるように、小学校第1学年から第4学年の最終学期の終了式の日までに転居する児童が3号の制限対象者となる。4号の制限対象者は、制限を開始して以降に本号に基づいて就学を希望する者となる。ただし、制限開始前より第13条第1項第4号及び第17条第1項第4号の規定により、当該校に就学している児童の兄弟姉妹が、当該校への就学を希望した場合を除く。実施については、広報紙やホームページ、学校案内など保護者等へ周知を行ったうえ、令和9年4月1日入学者より適用する。期間については、学校選択制の受入制限期間と合わせ、令和13年3月31日の4年間とする。（4）理由については、開平小学校は、令和7年5月1日時点で児童数448名、学級数15学級の学校規模であるが、学校敷地が市内で一番小さく、運動場が児童一人当たり3.04㎡と国の基準（10㎡／人）を大幅に下回っている。このため片道20分掛けて、北区の南天満公園まで行って体育の授業を行うなど教育活動に支障が出ている状態である。人口の都心回帰による児童急増に対し、施設面での収容対策が追いつかない状況もあり、現在、教室数不足等の課題解消に向けて、分離新設校の設置など収容対策の実施に向け準備を進めているところである。令和8年度より学校選択制の受入抑制対象校となるため、一定効果はあるものの、学校が都心の交通の便の良い場所にあり、保護者の勤務先近くの学校という理由や、校区外に転居した場合も転居先の学校へ転校せずにそのまま卒業まで就学する児童など通学区域

外から通う児童が1割を超えている。開平小学校については、今後も通学区域内の児童数増加が続くことが見込まれていることから、学校選択制の受入抑制と併せ、今回「指定校変更及び区域外就学を一部制限する」必要があると考えている。

次の4ページ、5ページについては、学校長からの副申書となっており、以上説明した理由と同様の内容が記載されている。次の6ページについては、昨年3月21日の教育委員会会議にて審議いただいた学校選択制の受け入れ抑制に係るフローチャートの該当状況について、開平小学校の表を参考に添付しているので、参照いただきたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【多田教育長】 本件は、令和9年4月入学者から適用し、令和8年度中に保護者等への周知を十分行ったうえで進めていく内容でございます。実施期間は学校選択制による受入制限と同様に、令和13年3月31日までの4年間とする取扱いで進めさせていただければと考えております。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第26号「天王寺区における指定校変更及び区域外就学の一部制限について」を上程。

末村天王寺区教育担当次長からの説明要旨は次のとおりである。

先ほどの中央区担当教育次長からの説明のとおり、在校生の教育環境を保障する目的で、区内小学校2校において既に実施している学校選択制による受入制限に加えて、指定校変更及び区域外就学の一部制限を行うものである。

議案書の2ページをご覧ください。2、学校名については、真田山小学校と五条小学校である。3、適用時期については、令和9年4月入学者からとする。なお、一部制限開始前に在籍する児童については、従前とおりの取扱いとするため制限の対象としないものとする。4、(1)の指定校変更等の一部制限については、各校の学校実態に応じた学級数に達するまでは、中央区担当教育次長の説明と同様に指定校変更及び区域外就学を制限する。(2)の制限内容については、中央区と同様となるので省略させていただく。議案書3ページをご覧ください。(3)の実施期間については、学校選択制の受入制限期間に合わせて令和13年3月31日までの4年間とし、真田山小学校は通常学級数が25学級、五条小学校は通常学級数が22学級となるまでの間、制限の継続を検討する。ただし、隣接校で

通常学級数が不足し収容対策が困難となった場合は制限の見直しを行う。(4)理由について説明する。アの真田山小学校については、令和7年5月1日時点で児童数1,021名、通常学級数が30学級となる大規模校である。学校選択制の一部抑制を実施しているものの、その効果は数名程度となっている。学校設計の収容等による課題が継続しており、学校運営への影響がみられる。また、昨年同様に校区内のマンション建設が続いており、今後も児童数増加が見込まれる状況である。イの五条小学校については、令和7年5月1日時点で児童数1,004名、通常学級数が30学級となる大規模校であると同時に、児童1名当たりの運動場面積が3.81㎡と極めて狭隘な状況である。学校選択制の一部抑制の効果として、新1年生は20名程度及び1学級の減少効果が見られたが、毎年のように年度途中の転入が多いという特徴は継続しており、多くの学年でと数名児童が増えると学級増になる状況である。また、現時点において複数の特別教室を普通教室に転用するなど学校運営への影響は継続している。

議案書4ページに移って、令和7年1月に近隣の総合病院が移転した約8,900㎡もの跡地は、大規模開発事業も手掛ける大手住宅メーカーが取得した。同社は大規模マンションの建設を公表したので、今後、短期間に急激に児童数が増加することも考えられる。

議案書5ページをご覧いただきたい。指定校変更の一部制限校である真田山小学校の一覧である。次の6ページは五条小学校の一覧である。7ページから8ページが真田山小学校長からの副申書、9ページから11ページが五条小学校からの副申書である。

質疑の概要は次のとおりである。

【長谷川委員】 本議案につきましては、児童の教育環境を確保するために必要な対応であると考えております。一方で、いずれの校区におきましても、今後もマンション建設が予定されているとのことであり、指定校変更及び区域外就学の一部制限のみでは対応が困難となる可能性があるかと認識しております。今後、児童数の増加が見込まれる場合には、校区の見直しや学校の新設等も含めた検討が必要になることも想定されますので、開発動向や児童数の推計を踏まえ、早期に対応方針を整理の上、必要な措置を講じていただきますようお願いいたします。

【松田中央区担当教育次長】 ご意見を踏まえ、今後の開発動向や児童数の推計を注視しつつ、教育委員会事務局と連携しながら、必要となる対応について検討を進めてまいります。よろしくお願いいたします。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第27号「第5次大阪市子ども読書活動推進計画について」を上程。

石田市立中央図書館長からの説明要旨は次のとおりである。

平成13（2001）年成立の「子どもの読書活動の推進に関する法律」に、各市町村で計画を策定して子ども読書推進を図るよう努めるとされており、大阪市では平成18（2006）年に最初の計画を策定した。以降、数年ごとに計画を見直し、現行の第4次計画の計画期間が今年度末で終了することに伴い、令和8年度からの次期計画の策定作業を進めてまいった。関係各部署の課長級職員で構成する策定委員会で、素案を作成し、これに対するパブリック・コメントを、11月26日から12月25日の間募集したところ、9名の方から21件のご意見をいただいた。パブリック・コメントの結果は、ご意見に対する本市の考え方とあわせて、3月10日に公表している。これらの手続等を経て、本日提示するのが最終案である。計画の概要を、議案書3ページ・資料1に示している。簡単に申しあげると、現行の第4次計画では、施策目標としている「読書をしない子どもを減らす」「読書が好きな子どもを増やす」の指標値が目標に届いていない。また、具体的な取組については、図書館と区役所の連携事業回数が大きく伸びた一方で、図書館の子ども向けウェブサイトのアクセス数が伸び悩むなど、広報周知に課題がある状況である。このため、第5次計画では、引き続き「大阪市のすべての子どもが生き生きと読書を楽しめる読書環境の整備」を基本方針とし、第4次計画と同じ施策目標を設定して、指標値の改善につながるよう、これまでさまざまな行われている取組を充実させてまいりたいと考えている。とりわけ、大人も含めた広報周知・普及啓発など、情報発信により一層力を入れてまいる。計画本文では、第1章「基本的な考え方」の中で、「紙媒体か電子か、活字の本か漫画か絵本かなどにとらわれることなく、読みたいと思える本が身近にあれば子どもは本を読むようになる、という視点に立って、子ども読書推進に取り組むことが大切」と指摘し、第2章「具体的な取組」、ここには、各項目に写真入りで参考事例を入れるなど、計画本文そのものが普及啓発につながるといったことも意識している。そのほか、詳細は資料を参照いただきたい。本日、議決いただければ、次週3月30日に成案として公表を行う予定である。4月以降、計画に沿って、子どもの読書活動のより一層の推進に取り組んでまいる。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第28号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会委員の委嘱について」を上程。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案書の2ページをご覧ください。1名の弁護士及び1名の臨床心理士を新たに委嘱するものである。今回、新たに委嘱する方は、弁護士の山田風我様、臨床心理士の寺口大様である。委員の任期に関しては、7ページに参考に付けている「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則」第3条第1項で2年と定められているため、本日承認いただいたら、令和8年4月1日から令和10年3月31日とする。選任理由について、山田氏は、大阪弁護士会の「子どもの権利委員会」に所属され、子どもの権利に関わる幅広いご見識をお持ちであり、いじめを始めとする子どもの権利に関わる事案の対応経験が豊富であることに加え、本市において児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会の専門委員として活動された経験もある。

寺口氏は、京都府や福井県でスクールカウンセラーとして活動されたご経験があり、いじめを含む、子どもが抱える問題に関しての知見が豊富である。以上の点から、本委員会の委員に適任であると考えている。

なお、議案書の4ページに委員の一覧を記載しているので、参照いただきたい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第29号「学校園における課題解決への支援について」を上程。

中道指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

本日は、「議案第29号 学校園における課題解決への支援について」について、報告および審議をお願いする。併せて、参考資料として作成している「別冊事例集」の方向性についても説明し、確認・意見をいただければと思う。

3月3日の教育委員会会議において、協議題として説明をして、委員の先生方から貴重なご意見を多数いただいた。それらの意見を反映した内容で、大阪市スクールロイヤーの弁護士に監修を依頼していた。本日は、弁護士の監修を反映した内容について、主な修正点を中心に説明する。

冊子本編（議案）の主な修正点について、説明する。6 ページの（第 1 部 1_1 基本姿勢）について、体験談の配置を見直し、初期対応の基本姿勢と体験談がよりつながるように整理した。7 ページ（第 1 部 1_2～「事例」）について、事例を差し替え、「クラス写真」から「席替え」の事例に変更した。11 ページ（コラム：ちょっと迷う相談ケース）について、学校外トラブル・いじめが疑われる場合について、他校園所属の相手との連携を追記した。11 ページ（最下段）、児童虐待疑いの場合の共有・連絡・報告手順（管理職→子ども相談センター→教育委員会）を明記した。12 ページから 13 ページ（第 2 部 SSET 紹介）、活用実績の多い順に並び替えをした。4 の保護者対応支援については、件数の増加度合いによっては、対応が困難になることも考えられるため、項立てからは削除し、「管理職から担当指導主事にご相談ください。」と少しおさえた表現にさせていただいた。18 ページ（2_4 対応の基本的な姿勢）、3 の「限界の設定」の例示について、「いじめの加害者とされる子どもに一方的に罰を与えること、子ども同士のトラブルの賠償金の判断をすること」とし、より実務に即した内容に修正した。5 の「専門機関との連携」に暴力・脅迫予測時の警察連絡など安全確保の観点を追記した。19 ページ（2_5 対応例の表）、表の一番右の見出しについて、修正前は、【関連する違法行為】となっていたが、状況によっては違法行為とまでは言えないため、犯罪名に修正した。21 ページ～23 ページ（参考資料 1 法的豆知識）、刑法改正に伴い「懲役刑・禁固刑」を「拘禁刑」に修正した。22 ページの名誉毀損罪について、修正前の表現では名誉毀損罪に当たらない場合もあるため、「体罰の事実もなく、またそのように考える根拠もないのに」という文言を追記している。議案資料としての、冊子本編についての説明については以上である。

次に、参考資料としての、事例集について説明する。別冊事例集（参考資料）の主な修正点について、1 つの事例だけになるが、構成を変更した案について説明する。

構成として、まずは、事例の概要を紹介し、次に、「学校が実際にとった対応や対応後の様子」を説明、それに対して、青の四角囲みで、学校対応の改善点や良かった点をコメントしている。次のページには、今回の事案の対応ポイントとして、本編の記載内容に合わせて、保護者の真のニーズの見極め、そして保護者の不安軽減、信頼回復のために何をするかといったことを記載している。そのうえで、理想的な対応方法をステップ 1 ～ステップ 5 まで具体的に記載し、今回こじれてしまった原因は何だったのかという分析をし、最後に連携できる関係諸機関についてまとめている。この構成について、本日ご意見をいただき、構成が確定したら、9 事例すべてについて修正を行い、弁護士の監修を依頼し

て、完成させていきたいと考えている。

本日、冊子本編について審議いただき、承認をいただいたら、4月の学校園周知に向けた準備を開始してまいる。なお、保護者等への周知については、内容も十分に検討したうえで、6月頃を予定している。また、参考資料である事例集についても確認いただき、質問・意見等あれば、よろしくお願いする。

質疑の概要は次のとおりである。

【赤木委員】 丁寧に説明いただきありがとうございました。内容がすごく改善されて、とてもいいと思いますが、もう一度その周知の方法について確認させてください。できあがって弁護士の先生に見てもらって、確定版ができあがったらすごく立派なもので結構大事なもののなので配って終わりではなくて、eラーニングの研修を行うということでしたけれども、やはりまず管理職の方が理解するのが大切かなと。管理職と新任の先生等が同時に理解する必要があるということではなくて、やはり管理職がきちんと把握をしてeラーニングを受けてから、その他の先生方の疑問に答えるというそういうやり方がいいのではないかなと思います。それと、この冊子を配る、周知する範囲はどこまででしょうか。教員、或いは事務の方もすべてでしょうか。その2点について教えてください。

【中道指導部長】 ありがとうございます。その辺りにつきましては、我々の部会の方でもいろいろと議論をしているところでございまして、まず理解、周知というところでは、おっしゃるように管理職がしっかりとこの内容を理解した上で、校内にしっかり広めるといいますか、研修していく必要があるかと思います。内容についても管理職として知っておく部分というのがたくさんあり、また、教員の年齢の段階とか経験によっては、まだそこまで理解できない部分もたくさんあると思いますので、そういったことも含めて、どういった形でこれを取り上げて全員でしっかり受けとめていくのかというところは、我々の方からもしっかりと説明をしていきたいと思っております。対象ですけれども、基本は教員になるのかなとは思いますが、いろいろな問題対応等、教員に限らず、教職員がすべて窓口となって行う可能性があります。基本的な姿勢とか、必要な部分はしっかりとこれを使って、今一度改めて共通理解をしていけたらと考えております。

【赤木委員】 ありがとうございます。

【長谷川委員】 まずこちらのよりよい関係づくりのための本編のところは、特に意見はありません。今までのところをまとめていただいてありがとうございました。事例集

の方について主に質問ですが、まず事例集とこのよりよい関係づくりのためにの本編は、周知の範囲は違いますか。同じですか。

【中道指導部長】 この冊子につきましては、保護者とのよりよい関係の基本姿勢というところもありますので、教員を中心とした教職員すべてということをイメージしております。事例集につきましては、やはり内容が非常に深い部分もありますので、すべての教職員にこれを配布して理解をということにも課題もあると思います。その辺りの範囲につきましても、部会の方でも考えながら、基本はやはり管理職の方でしっかりとこれを取り扱い、これを用いるときでも、しっかりと情報管理もしていけるようにする必要があると考えております。

【長谷川委員】 ありがとうございます。もう1つ、その事例集については、もし情報公開請求があった場合は、その対象になるものになるのか、あらかじめできるだけ個人が識別されないように書くという姿勢なのかその辺りはいかがですか。

【中道指導部長】 今言いましたように基本は管理職が取り扱いをするということを考えておりますけれども、実際にこれを使って様々な形で教職員とやり取りし、或いはおっしゃるように公開請求があった場合には当然公開していかなければならないという想定はしていますので、この内容についても、対応できるように考えているところでございます。

【長谷川委員】 ありがとうございます。すみません。この今日場で細かいところまでその意見を申し上げるのを想定されているのかどうかというのはいかがですか。

【多田教育長】 事例集の方は、今日いろいろご意見ちょうだいできましたならば、また事務局の方で議論をさせていただいて、また部会でも議論を深めるということですので、お答えできない部分があるかも知れませんが、率直にいろいろご意見なり、お考えをお聞かせいただけたらと思っております。

【長谷川委員】 ちょっと長くなりますが、幾つか申し上げます。まず1つ目の事例のところではいろいろあげていただけていますが、暴言があったかなかったかで、この後の対応がその通りなのか違ったのかというのが変わってくるので、まずその暴言の事実があったのかどうかというのは、事例の中に入れていただけたらと思っています。それと対応のところの保護者説明会というのが急に出てきていますが、これはおそらく、この保護者だけではなくて、学校が保護者全体に対して行う説明かなと思っていて、そうすると、過剰な要求かなという気もします。その辺りのところまで約束してしまった何かがあるのか

なというのも少し気になったので、もし盛り込めるのであれば、事案のところに、そこにいたる何かも入れていただけたらと思います。あと、同じ1ページの下のポイントのところが何のポイントを想定して書かれているのか、もし、学校の対応したポイントでの良い点、悪い点ということであれば、最初の児童の障がい特性を理解しない言動があったというのはおそらくその前提事実というか、対応ではなくて、そもそものよくなかったところなので、ここに入れる方がいいのか、入れない方がいいのかというのは整理していただけたらと思います。あとは全体的にどこでどう事実確認をしたのかということ、事実確認がきちんとなされていないがために、その後の対応がまズくなったというのがトラブルの原因として多い印象があるので、前提になる事実の確認というのは強調していただいた方がいいのではないかと考えています。その意味で、2枚目の対応ポイントの①、②の中に事実確認というのは入っていますが、認定した事実があつて、それをもとに、ではどうしましょうかとなるのかなと思いますので、一意見として検討していただければというレベルですけれども、その事実確認をしっかりしましょうというところを強調していただけたらいいと思います。

また、対応の流れのところ、目安として3日以内とか1週間以内とか、期限を設けていただいているのは参考にはなる一方で、その3日でできるのかという心配はあるので、そこは現場のご意見も聞いた上で、適宜調整いただけたらと思います。

あと、最後1点ですけれども、連携できる関係諸機関というのが最後にありますが、教育委員会のこの窓口というのが前提にあるのではと思いますが、当たり前すぎるから書かれていないのでしょうか。

【中道指導部長】 ありがとうございます。最後の質問のところですが、イラストに教育委員会指導部と書いてあるので、改めて書いていませんでした。あと、事実確認というのが、どのタイミングでも、どこまで精度があるのか、深くできているのかというのは、そのあとの流れにもすごく影響してくると思いますので、そういったところをしっかりと反映できるように、今いただいたご意見を参考にしていきたいと思っています。ありがとうございます。

【大竹委員】 本文の対応の流れと事例集の「こうだったらいいな」が、何となく合っているような、合っていないような感じもします。皆さん、事例集ではなくて冊子を読まれて、それに沿ってこうだったらいいねというのが流れてくるのかと思いますので、その辺りが、うまく整合がとれているような気もするし、取れてないような気もします。ご

確認をいただければありがたいと思います。

【中道指導部長】 ありがとうございます。「こうだったらいいな」は、整合性とい
いますか、対比ができるような、見え方を工夫するように頑張ってみます。

【古川委員】 ありがとうございます。冊子の方は本当にきめ細かく整えていただい
たと思っております。事例集ですけれども、項目を整えていただいて、細かいところの整
合性がなかなか難しいかもしれませんが、管理職にとどめられるのであれば、そういう前
提で走り出してもいいのかなというような気はします。

対応の例えばステップ1、おおよその目途、流れが当日や翌日、或いは1週間以内みた
いなどの目途があるだけでも、現場の方はとりあえず今日中に何をやらなければいけ
ないのかなども参考になると思うので、走り出して改善しながらというような扱いでもい
いのかなという意見です。

【中道指導部長】 ありがとうございます。事例集の中でも、教員の皆さんにわかり
やすいようにしている部分と、管理職がしっかり理解しておくべき内容手続きなどもあり
ますので、その辺りももう少しブラッシュアップしていきたいと思います。ありがとうご
ざいます。

【森委員】 ありがとうございます。本編についてはかなり丁寧に作成いただいて、
もうすでに委員の方がおっしゃっていただいた通りです。それを念頭に置きながら事例の
ところですが、これもご意見出ていましたけれども、事例自体の描写をどうするか、例え
ば事例3でいきますと、一見事実のみが書かれているように思いますが、3行目の校長は
仕方なくというと、仕方なくだけが何か事実ではないある種の解釈が入っていますので、
解釈が入るのは駄目というよりも、今のお話からするとむしろ背景情報も踏まえた上で、
現実起こりそうな背景を踏まえた形の描写にした方が、読み手は、どうすればよかった
のかというところをイメージしやすくなるのかなというようなところなんです。私自身は今の
議論を踏まえると、描写の表現をむしろ詳しく示したほうがいいのかなと。そうすると、
こじれてしまった要因は何かということを考えやすくなる。これは構成にも関わってきま
すが、こじれてしまった原因を最後に持ってこられていますけれども、最初にどうしてこ
じれてしまったのだろうというのを、読み手が考えられるような形で問いかけてもいいの
かなと。そうすると研修の素材にも使える、ちょっと話し合ってみるということもできま
すし、もちろん唯一の答えがあるわけではないですが、いろいろな可能性が考えられると
いう意味では、読み手が当事者性を持って考えるきっかけになるかなと思いました。その

上で例えばポイント、この学校の対応後の様子もどちらかというとエピソードに組み込まれるべき内容になるかなと思いましたし、Badという表現となると何か正解、不正解があるかのような感じがします。まずはここが良かった、では次、ここをこうするともっと良かったかもしれない、もしくはこういうやり方も考えられるよねというような形で、その良さを生かしながら、そこで生じた課題をどうして乗り越えられるかという、前向きな課題として引き受けることができるのではないかなということもあると思いますので、その辺りも少し構成とも関わってくるかなと。やはりこのポイントを示すためにはエピソードが結構詳しくないと、ポイントとして捉えにくいのではないかなというところがあります。そう考えると、大竹委員もおっしゃっていたステップのところ、私も同じことを思っていました。

本編は、オープンアクセスにするのでしたか。ネットで上げるのでしたか。6月以降ということは保護者もここはアクセス可能になるということですよ。ですので、教職員には冊子として配布するけれども、現実的には誰もがアクセスできる状態になっているということで共通方針として確認できる。事例に関しては、確かに最初、管理職という手もありますが、逆に管理職だけ知っていて、あとずっと知らない状態になってしまうと、かえってこれは当事者意識が弱まるのではないかなと。管理職だけが抱えている知見になってしまうと、実際起きたときに、常に管理職がいるとは限らないし、むしろ担任の先生として、もしくは養護教諭も含めてですけれども、同じ共通目線でこういう事例とかでイメージを掴んでおくと、ここはまず事実確認が必要で、あのケースでもあったように、ここで一旦こういう返答しておいて、後で相談しようみたいな形になると、やはりその場でのその専門性というか教員自身がそこで自立的に考え判断した上でなおかつ連携していくというような良さが出てくるかもしれないなと思いました。

段階は踏んだとしてもゆくゆくはやはり教職員の方もこういう事例をもってイメージを持てるような価値ある事例集になると思うので、その辺りも含めてタイミングの問題は もちろんあると思いますが、ご検討いただければと思います。

【中道指導部長】 ありがとうございます。校長先生がその関係者とういったことがあるということでこれを1つのベースにして、今の自分たちが置かれている状況であったりとか、これから進む方向性がどうなのかというのを確認していったりすることには役立てていきたいとは思っています。そういったときに、やはり概要の事例は、先ほど長谷川先生からもありましたように、何でその書面を出さざるを得なかったのか、その理由が、

ここにあまり書いてなくて、仕方なくという表現だけであることについても、考えたいと思います。

【多田教育長】 本日本編の方につきましては皆様方この内容でということでご確認いただけたかと思いますので、こちらの方の取り扱いについては冒頭ご説明しましたように4月以降に現場の方にまず動き出すということで、あと事例集の方は、どのような目的で作るのかということにもなるかと思いますが、単に解説本にするのか研修でも使えるようにするのかとか、対象をどうするのかとか、役に立つような中身で、保護者との関係づくりをしっかりと現場、実践で使えるような形にということが本来の使い方だと思いますので、今日いただきましたご意見を事務局の方で噛み砕いてしっかりもう一度議論をして、またお示しができたらと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第30号「職員の部活動顧問への復帰について」を上程。(本案件より長谷川委員退席)
上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、部活動指導中の暴力行為等により懲戒処分を受け、顧問から外していた教職員の部活動指導への復帰を認めるものである。

具体的な案件の説明の前に、部活動顧問による部活動指導中の暴力行為等が発生した場合の流れについて、説明する。本市では、平成25年9月に策定した本市部活動指針に基づき、健全で充実した部活動が実現するよう取組を進めてきたが、依然として部活動顧問による生徒への暴力行為等が発生している実態があり、平成29年3月21日付けで「部活動顧問による部活動指導中の暴力行為等が発生した場合の対応について」を通知したのち、令和元年10月4日付けでその改正について、通知文を発出した。

具体的な対応について、「1」部活動顧問による部活動指導中の暴力行為等が判明した場合、直ちに当該教職員を部活動顧問から外すこととし、「2」処分確定後、原則として1年以上、いかなる部活動顧問にも従事させないこととしている。「3」教育委員会事務局の指導助言のもと、当該教職員に対し事案の振り返りや本市部活動指針を用いた理解の徹底など再発防止研修を実施し、「4」研修の効果測定を行う。「5」懲戒処分確定後、原則として1年以上経過した後、当該教職員の部活動顧問の復帰について学校長から申し出があった場合は、「6」部活動顧問への復帰の5つの基準（事案への反省、体罰・暴力行為の防止

についての理解、再発防止に向けた決意、処分以降の勤務態度、日々の生徒への指導状況や接し方、指導に対する生徒・保護者からの苦情の有無）に基づいてその可否を判断することとしている。

案件の説明に戻る。「1 当該教職員」は、中学校教諭で、前任校である中学校男子バレーボール部員らに対する体罰行為等により、平成30年10月17日付けで減給6月の懲戒処分を受け、部活動指導から外れた。部活動指導への従事を禁止されていることを認識していながら、他校の部活動の技術指導に従事したとして令和元年7月23日付けで口頭注意を受けた経過があったが、以降、今日に至るまで長期間部活動指導から外れている。「2 これまでの経過」である。(1)当該教諭に対し、平成31年2月から令和3年8月にわたり、再発防止研修を実施し、教職員として求められる自覚と認識等について、理解の徹底を図ったところ、(2)令和3年8月、再発防止研修の課題発表において、当該教諭からは、事案を振り返っての反省や体罰・暴力行為の防止についての理解、再発防止に向けた決意が表明されるなど、研修内容の定着度や、部活動指導への復帰適格性等を確認した。(3)校長の申し出の内容について、当該教諭は、自主的にアンガーマネジメント講習の受講や書籍等により具体的な対処法の習熟に努めるとともに、日常の職務においても相手の気持ちを尊重しながら解決をめざす姿勢を大切にしている。熱心に職務に取り組んでおり、精神的に「しんどさ」を持った生徒に対して親身になって助言を行い、辛抱強く担任につなぐ役割を果たす等、丁寧な対応で生徒や保護者からの信頼も厚く、全く問題無く勤務している状況である。また、学校長が当時の被害生徒及び保護者への連絡を試みた結果、被害生徒3名のうち1名は所在確認に至らず連絡できなかったものの、2名の被害生徒及び保護者からは、当該教諭の部活動への復帰の理解も得られている。これらのことから復帰させたいと申し出ている。

「3 部活動顧問への復帰を認める理由」について、再発防止研修における課題発表と現校長からの申し出内容を、先ほど説明した部活動顧問への復帰の5つの基準に照らした結果、いずれの基準も満たしており、当該教諭を部活動指導に戻しても支障はないものと考えている。「4 復帰の時期」については、新年度である令和8年4月1日とし、主顧問を別に配置すること、すなわち当該教諭は副顧問での復帰となること、当該教諭単独での部活動指導は行わないこと、事務局が、半年から1年以内を目途に、指導状況を確認するとともに、校長は、生徒、保護者及び同僚教職員から部活動顧問復帰後の状況について確認し、当該教諭にフィードバックすることを条件として付すこととする。なお、1年以上経

過後は、それまでの指導状況を考慮して学校長の判断により、顧問とすることが可能となる。本日、本件について承認いただけたら、速やかに学校に通知したいと考える。

質疑の概要は次のとおりである。

【赤木委員】 ありがとうございます。本件の部活動顧問への復帰について、異論はございません。私自身、教育委員会委員に就任して以来、自分の学校時代を振り返ることがありますが、当時は、問題にするという感覚が乏しく、社会全体としても「当たり前」と受け止められていた面があったと思います。私も含め、そのような教育を受けてきた世代においては、過去の経験が無自覚に指導のあり方へ影響することがあるのではないかと感じます。体罰等が繰り返される「連鎖」を断ち切るためにも、今回、周知徹底に努める旨を示していただいていることは重要であり、今後とも、時代の変化を踏まえた認識の更新を含め、周知徹底に一層努めていただきたいと思います。

【古川委員】 若い教職員が反省し、改善につなげていくことは大事だと思っております。復帰に関する基準や手続が整備され、それに則った指導や研修が行われ、反省も確認されているとのことから、復帰自体に異論はございません。一方で、今後、当該教職員が単独で顧問を担う段階に至った際には、再発防止の観点から、一定の確認やフォローが必要ではないかと思っております。管理職にとっては負担もあるかもしれませんが、単独で顧問を担うこととなった場合に、繰り返さないという見通しをどのように確保するかという点は重要だと考えます。質問ですが、部活動顧問については制限がある一方で、通常の校務、部活動以外の業務については特段の制限はないという理解でよろしいでしょうか。また、研修が令和3年8月に一旦区切られているにもかかわらず、今回の上程が現時点となった経緯についても教えてください。

【中川教職員服務・監察担当課長】 ご質問ありがとうございます。まず、部活動顧問以外の通常の業務につきましては、特段の制限を課すものではございません。次に、令和3年8月で研修が一区切りとなっているにもかかわらず、今回の上程まで期間を要した点についてでございますが、当該教職員は、体罰事案による懲戒処分後、部活動指導への従事を禁止されていることを認識しながら、他校の部活動の技術指導に関与し、口頭注意を受けた経過がございました。このため、当初は反省の定着を含め、より慎重に状況を見極める必要があると判断し、研修も約2年半にわたり実施するなど、長期的に確認してまいりました。その後、現任校に着任以降、日常の職務遂行状況や勤務態度等について、一

定期間、学校現場の状況を踏まえて確認を行った上で、復帰の可否判断に必要な条件が整ったと判断し、今回の議案上程に至ったものでございます。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第31号「令和8年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用者の決定について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本選考テストについては、昨年9月26日の教育委員会会議で合計969人の合格について承認いただき、同日公表した。その後、事務手続を進めるなかで、65人から採用辞退の申出があり、904人を本市教員として採用したいと考えている。主な辞退理由としては、35人が「他都市等で教員としての勤務」を理由とし、家族の介護等「家庭の事情」の方が9人、「民間企業への就職」の方は5人となっている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第32号及び第33号「職員の人事」及び議案第34号「令和7年度教育功労者表彰」についてを一括して上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第32号は、事務局の指導主事等の人事異動で、教育DXの実現に向けた部門整理や、外国につながる児童生徒数の増加に対応するための体制強化を踏まえたものになっている。

次に、議案第33号は、学校園の人事異動である。本日、本件について承認いただけたら、退職等は令和8年3月31日付、その他は令和8年4月1日付けで、それぞれ発令したいと考えている。

次に、議案第34号は、「大阪市教育委員会表彰規則」に基づき、教育長名で表彰するものである。表彰対象者としては、校園長で早期退職する者で、2名を表彰したいと考えている。なお、表彰日は令和8年3月31日としたいと考えており、表彰は退職発令とともに実施する。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれも原案どおり可決。

議案第35号「大阪市教育局事務局事務分掌規則の一部を改正する規則案」、議案第36号「学校以外の教育機関に関する規則の一部を改正する規則案」を一括して上程。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

規則の一部改正案の説明に先立ち、令和8年4月1日付組織体制変更の概要について、説明する。議案書12ページをご覧ください。

令和8年度に組織体制を変更したいと考えているが、体制の変更には、事務分掌を定めているこれらの規則を改正する必要があるものである。あわせて、課長級以上の職について、名称もこれらの規則に定めていることから、課長級以上の職を新設する場合、また名称を変更する場合にも改正する必要があるものである。このことから、規則改正の説明に先立ち、組織体制変更の概要について説明をする。

1点目の「1 教育DX推進のための体制の整備」である。学校現場における教育ICTの活用や学校事務の効率化など、教育DXを強力に推進していくために、ICT関連業務の企画から調達・開発、経費等を的確かつ効率的に管理・運用できるよう、教育ICTに関連する3部門、教育政策課教育DX推進グループ、学校運営支援センター給与・システム担当のシステム部門、総合教育センターICT推進グループを集約し「教育デジタル推進課」を新設することとする。また、次期教育情報ネットワークについて令和9年度の更新・稼働をめざす等、取り組むべき課題が集中していることから、ポストを新設し体制を強化することとする。新設するポストとしては、教育デジタル推進担当部長、教育DX基盤担当課長代理、教育デジタル推進課担当係長4名である。

2の「就学事務システム、学齢簿編製等の標準準拠システムへの移行にかかる体制の強化」である。学齢簿編製システムの標準化に向け調達を実施したが、令和8年1月にシステム提供できる事業者がなかったことから、当スケジュールにおいての標準化は困難となり、令和11年1月の標準化移行をめざすものとしたところである。一方、現行システムが令和7年12月末で稼働停止となったことから、代替となる暫定システムの構築が必須であり、令和8年度以降においては、暫定システムの構築及びシステム管理業務が発生し、あわせて、標準化移行に向けた調達等の業務を並行して実施する必要があることから、学事課担当係長を新設する。

3の「空調機整備にかかる体制の強化」である。小学校体育館への空調機整備については、避難所となる体育館の環境改善が必要であることを鑑み、令和6年度に施設整備課設備管理担当課長代理1名の事務職員を設置したところである。令和8年度以降は工事監督、

更新及び計画の策定等の業務と移行することから、事務職員から機械の技術職員に変更して引き続き配置することとする。あわせて、特別教室や給食室の空調機整備についても急務であるため、施設整備課担当係長として機械の技術職員の職を新設することとする。

4の「学校給食事業にかかる体制の強化」である。大阪市立小中学校全体の給食に関する献立や調理手順等の作成、食材管理や食物アレルギー対応、衛生管理に至る、複雑多岐にわたる膨大な業務について、アレルゲンフリー食材や除去食の開発については、子どもたちが喫食できる献立が増えるようスピード感をもって進める必要があることから、指導部担当係長として栄養士職員の職を新たにもう1名設置することとする。

5の「外国につながる児童生徒の受入れ・共生のための教育推進事業にかかる体制の強化」である。近年外国からの編入児童生徒数が大幅に増加している状況である。令和7年度より、「外国につながる児童生徒等への支援に関する部会」を新設して、関係部局と横断的な施策について協議を行い、編入する児童生徒の増加にかかる対応について進めているところであり、教育委員会事務局においても受入れ体制の拡充が急務となっていることから、指導部総括指導主事、及び指導主事を新設することとする。

6の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進にかかる体制強化」である。「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」いわゆる「読書バリアフリー法」においては、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実と円滑利用のための支援に向け、必要な施策を講ずるものと定められている。読書バリアフリーへの関心は高まる一方であり、公共図書館の一層の充実が期待されていることから、本市においても、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を速やかに策定することを目的として、市立中央図書館担当係長として司書の担当係長を新設することとする。

7 業務見直しによる職の整理等については、職の見直し内容などについて記載しているので、参照いただきたい。組織体制変更の概要についての説明は以上である。これを踏まえて、規則の改正を行ってまいらる。

資料7ページにお戻りいただきたい。「大阪市教育局事務局事務分掌規則の一部改正について」である。1の改正の理由としては、先ほど説明した、令和8年4月1日付で総務部に教育デジタル推進課を設置するため、また、課長級以上のポスト設置等に伴う規定整備を行うため、規則を改正するものである。改正の主な内容は2に記載のとおりとなる。

3の施行期日については、令和8年4月1日となっている。資料2ページから6ページ

に規則の改正案を記載しているので参照いただきたい。

11ページをご覧ください。「学校以外の教育機関に関する規則の一部改正について」である。1の改正の理由としては、課長のポスト名の変更に伴う規定整備を行うため、規則を改正するものである。改正の主な内容は2に記載のとおりとなる。

3の施行期日についても同じく令和8年4月1日である。資料8ページから10ページに規則の改正案を記載しているので参照いただきたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【森委員】 13ページの「5」にある「指導主事2名増員」について確認します。この「増員」は、「5」の目的に特化した増員という理解でよろしいでしょうか。

【松田総務部長】 はい。

【森委員】 承知しました。ありがとうございます。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第37号及び第38号「職員の人事」についてを一括して上程。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案書2ページをご覧ください。第37号議案の3月31日付けの職員の人事異動について説明する。

1の職員の勤務延長についてである。医務監兼教務部医務主幹の栗原敏修については、令和6年3月31日に定年を迎えたが、産業医資格を有する医師の適任者が見つからず候補者の推薦に至らないことから、職員の定年等に関する条例第4条第1項第1号に該当するものとしてこれまで勤務延長をしてきたところであるが、延長の期限が到来するところ、後任となる適任者が依然見つからないことから、職員の定年等に関する条例第4条第2項に該当するものとして、勤務延長により1年間当該業務に従事させることとする。

次に3ページをご覧ください。2の管理監督職勤務上限年齢制の特例についてである。教育監の福山英利について、職員の定年等に関する条例第8条第3項の規定による定年の引き上げに伴う特例として、令和8年度も引き続き教育監として任用する。指導部長の中道篤史についても、同様に指導部長として令和8年度も引き続き任用する。

8ページの調書をご覧ください。令和8年3月31日付けをもって退職する、係長級

以上の職員を記載しており、学校環境整備担当部長の近藤律子を含めた全4名となっている。なお、定年年齢の引き上げが2年ごとに1歳ずつ行われているため、令和7年度は定年退職者が発生しない年となっている。

続いて、議案第38号の4月1日付けの職員の人事異動について説明する。

10ページの調書をご覧ください。まず部長級である。第1項の教育環境支援担当部長を兼務することも青少年局こども青少年事業推進担当部長には、中野泰志を昇任のうえ充てることとする。

第11項をご覧ください。政策推進担当部長の松浦令については、水道局総務部長に転任する。その後任には、第2項のとおり、教育事業推進担当部長兼第1教育ブロック担当部長、こども青少年局こどもの貧困対策推進担当部長の伊藤純治を充てることとする。その後任には、第8項のとおり、中央区副区長の小林元彦を充てることとする。

次に第3項である。学校環境整備担当部長の近藤律子について退職することから、その後任には施設整備課長の花月良祐を昇任のうえ充てることとする。

次に、第4項の新設ポストである教育デジタル推進担当部長については、デジタル統括室基盤担当部長の矢野尚之を充てることとする。

次に第5項、教務部長の上原進については、第12項のとおり、大阪港湾局総務部長に転任とし、その後任として学校力支援担当部長兼第2教育ブロック担当部長の杉本和由を充てることとする。その後任には、第7項のとおり、大阪府派遣の萩原健一を充てることとする。

次に、第9項である。第3ブロック担当部長である乗京慎二については、学校園に転出することから、その後任に、学校教育推進担当部長兼第4教育ブロック担当部長の小花浩文を充てることとする。その後任には、第6項のとおり、指導部初等・中学校教育担当課長の瀬脇浩を昇任のうえ充てることとする。

次に、第10項である。総合教育センター所長の富山富士子については、学校園に転出することから、その後任に、総合教育センター教育振興担当課長の安倍紫を昇任のうえ充てることとする。

次に、第13項である。こども青少年局こどもの貧困対策推進担当部長兼教育委員会事務局教育環境支援担当部長の新海立則については、兼務を免ずることとする。

続いて、課長級であるが、一部のポストについて説明する。同じく10ページの第15項にある、教育政策課長には、総務部連絡調整担当課長の有上裕美を充てることとする。課長

級の説明は以上である。課長代理級及び係長級については、13ページの第61項から順に記載している。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれも原案どおり可決。

(5) 多田教育長より閉会を宣告